平成27年6月2日 告示第43号

(設置)

第1条 瀬戸内市の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会 を維持する施策を検討するに当たり、専門的見地から意見を聴取するため、瀬戸内市太陽 のまち創生有識者会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成等)

第2条 会議は、市長が委嘱する委員20人以内で構成する。

2 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第3条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に前条第1項に規定する委員以外の者の出席 を求めることができる。

(所掌事項)

- 第4条 会議において、委員は次に掲げる事項について検討し、意見を述べる。
 - (1) 瀬戸内市人口の将来展望に関すること。
 - (2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定により瀬戸内市が定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関すること。
 - (3) その他必要な事項に関すること。

(報償費等)

第5条 市長は、委員が会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費並びに瀬戸内市職員 等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)に規定する鉄道賃、船賃、航空賃及 び車賃を支払うものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総合政策部企画振興課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。